情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

新宿区博物館資料データベースの運用に係る収蔵品管理システムの導入等に ついて

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第16条第1項本文(電子計算機による個人情報の処理開発、変更)
- ◇第17条第1項第4号(外部電子計算機との結合)

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:文化観光産業部文化観光課)

事業の概要

	<u> </u>
事業名	収蔵品管理システムを利用した新宿区博物館資料データベースの運用
担当課	文化観光課
目的	新宿区博物館資料データベースについて収蔵品管理システムを利用して運用することにより、区の貴重な財産である博物館資料の管理・蓄積・利活用を効率的かつ安全に行い、 区民サービスの向上に資する。
対象者	新宿区博物館等資料の寄贈者及び寄託者
事業内容	1 背景 現在、新宿歴史博物館では、スタンドアロンPC1台及びHDDを使用した新宿歴史博物館資料データベースシステムにより、重要度・金額の高いABランクの資料約 20,000 点の資料データ(寄贈者及び寄託者の氏名、住所、連絡先を含む)を管理しているが、導入から10年以上経過し、PCのオンサイト保守が 2020年 12 月に終了するうえに、部品も在庫薄なため、機器更新が必要である。また、資料の管理体制の強化が求められている中、全資料約 40,000件(内訳:既存ABランク約 20,000件+既存CDランク約 20,000件)のデータ化・一元化と区によるデータの管理・監督が喫緊の課題となっているが、現システムでは、区(文化観光課)及び平成 29年に開館した漱石山房記念館からデータベースにアクセスできないため、実現が難しい。そこで、これらの課題を解決するため、全国 300 館を超える博物館に資料データベースサービスの豊富な導入実績を持ち、高い専門性のある早稲田システム開発株式会社が提供する収蔵品管理システムを利用してデータベースを運用することにより、効率的に全資料のデータベース化・一元化、及び区によるデータの管理・監督を行い、収蔵資料の有効活用を図ることとする。
	2 事業実施概要 (1) 収蔵品管理システムの導入・外部結合 早稲田システム開発株式会社との利用契約により、同社が提供する収蔵品管理システム の導入・外部結合を行う。 (2) データ移行 資料データ (既存ABランク約20,000 件) について、既存のスタンドアロン型の新宿歴 史博物館資料データベースシステムから収蔵品管理システムへのデータ移行を、早稲田システム開発株式会社への業務委託により実施する。 (3) 入力・更新【主体:新宿歴史博物館、漱石山房記念館】 既存システムでは入力されていないCDランク既存資料(約20,000 件)及び新規受入資料(約200 件/年)の資料データを収蔵品管理システムに入力する。また、随時データベースの更新を行う。 (4) 管理【主体:区、新宿歴史博物館、漱石山房記念館】 入力作業の進捗確認や入力内容の確認等、データベースの管理・監督を行う。 (5) 利活用【主体:新宿歴史博物館、漱石山房記念館】 新宿歴史博物館及び漱石山房記念館の展示企画やレファレンス業務等のため、データベースを利活用する。 3 対象件数 ・ 既存データベースに入力済みでデータ移行する既存ABランク資料数:約20,000 件 ・ 既存データベースに未入力の既存CDランク資料数:約20,000 件 ・ 新規受入資料数:約200 件/年(見込み) ※収蔵品管理システムの概要図は資料441参照

<u>件名</u> 新宿区博物館資料データベースの運用に係る収蔵品管理システムの導入 <u>について</u>

保有課(担当課)	文化観光課	
登録業務の名称	新宿区博物館資料データベースの運用	
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	氏名、住所、電話番号、その他資料情報(名称・年代・寸法・写真・出品及び 貸出記録等)	
新規開発・追加・ 変更の理由	新宿区が収蔵する全資料のデータ化・一元化及び区(文化観光課)によるデータの管理・監督を実現するため、現在のスタンドアロンPC及びHDDを廃止し、早稲田システム開発株式会社が提供する収蔵品管理システムを利用してデータベースを運用する。	
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	【収蔵品管理システムのセキュリティ対策】 ・IP アドレス単位のサーバへの接続制限 ・ユーザ毎の ID/パスワード設定・利用認証・ログ管理 ・不正ログイン時のユーザーアカウントロック ・ユーザ毎のサーバ・データベース等へのアクセス制御 ・第三者専門機関による継続的な脆弱性検査・パッチ適用等 ※ 事業者:早稲田システム開発(予定) 【メインデータセンター・バックアップデータセンターのセキュリティ対策】 ・生体認証・監視カメラ等による厳格な入館管理・入退室管理 ・FW/IPS/IDS 等による不正アクセス・不正侵入防止対策	

	【区イントラネット PC のセキュリティ対策】 ・FW/IPS/IDS 等不正アクセス防止 ・ウェブフィルタリングソフト導入 ・ウイルス/スパイウェア対策導入 ・ユーザ ID/パスワード認証 ・ユーザ ID 毎のアクセス制御 ・ログ管理・操作履歴管理
新規開発・追加・変更の時期	令和2年4月 契約 令和2年5月 データ移行、収蔵品管理システム利用開始

<u>件名</u> 新宿区博物館資料データベースの運用に係る収蔵品管理システムの外部 結合について

ter toam (lectrom)	Latt Add States
保有課(担当課)	文化観光課
登録業務の名称	新宿区博物館資料データベースの運用
	1 個人の範囲
結合される情報項目(だ	収蔵資料の寄贈者及び寄託者
れの、どのような項目か)	2 記録項目
	氏名、住所、電話番号、その他資料情報
結合の相手方	早稲田システム開発株式会社
	新宿区が収蔵する全資料のデータ化・一元化及び区(文化観光課)による
 結合する理由	データの管理・監督を実現するため、現在のスタンドアロンPC及びHDD
	を廃止し、早稲田システム開発株式会社が提供する収蔵品管理システムを利
	用してデータベースを運用する。
 結合の形態	区(文化観光課)、新宿歴史博物館及び漱石山房記念館のPCからインタ
	ーネット経由で収蔵品管理システムにアクセスする。
結合の開始時期と期間	令和2年5月から(以降も、同様の外部結合を行う。)
	【収蔵品管理システムのセキュリティ対策】
	・IPアドレス単位のサーバへの接続制限
	・ユーザ毎の ID/パスワード設定・利用認証・ログ管理
	・不正ログイン時のユーザーアカウントロック
	・ユーザ毎のサーバ・データベース等へのアクセス制御
	・第三者専門機関による継続的な脆弱性検査・パッチ適用等
	※ 事業者:早稲田システム開発
	【メインデータセンター・バックアップデータセンターのセキュリティ対策】
	・生体認証・監視カメラ等による厳格な入館管理・入退室管理
	・FW/IPS/IDS 等による不正アクセス・不正侵入防止対策
	・サーバラック施錠等、部外者によるサーバ不正操作防止対策
	・24 時間サーバ稼働状況・障害状況等監視
	※ データセンター事業者:富士通エフ・アイ・ピー
情報保護対策	※ バックアップデータセンター事業者:GMOクラウド
	【新宿歴史博物館及び漱石山房記念館 PC のセキュリティ対策】
	・インターネット VPN 接続
	・FW等による不正アクセス防止
	・ウェブフィルタリングソフト導入
	・ウイルス/スパイウェア対策導入
	・ユーザ ID/パスワード認証
	・ユーザ ID 毎のアクセス制御・ログ管理
	【区イントラネット PC のセキュリティ対策】
	・FW/IPS/IDS 等不正アクセス防止
	・ウェブフィルタリングソフト導入
	- ウェファイルクリングファド等人 - ・ウイルス/スパイウェア対策導入
	・ ウイルヘ/ ヘ/ ウェ/ 刈泉等八 ・ユーザ ID/パスワード認証
	・ユーゥ 1D/ ハヘソート総証

・ユーザ ID 毎のアクセス制御
・ログ管理・操作履歴管理

<u>件名</u> 新宿区博物館資料データベースの運用に係る収蔵品管理システムへの データ移行業務及びシステム管理・保守業務の委託について

保有課(担当課)	文化観光課
登録業務の名称	新宿区博物館資料データベースの運用
委託先	早稲田システム開発株式会社
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	1 個人の範囲 収蔵資料の寄贈者及び寄託者 2 記録項目 氏名、住所、電話番号、その他資料情報(名称・年代・寸法・写真・出品 及び貸出記録等)
処理させる情報項目の記 録媒体	収蔵品管理システムを提供する早稲田システム開発株式会社が利用するデータセンター事業者のサーバー
委託理由	全資料のデータベース化・一元化、及び区によるデータの管理・監督を行い、 収蔵資料の有効活用を図るため、既存データベースの資料情報を収蔵品管理システムに移行する必要があるため。また、上記委託先は、収蔵品管理システムの開発事業者であり、システム管理・保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	1 データ移行業務 既存データベース (HDD) 内の資料データを収蔵品管理システムに移行する。 2 収蔵品管理システムの管理・保守業務 早稲田システム開発株式会社が提供するクラウド型博物館収蔵品管理システムについてシステムの管理及び保守業務を行う。
委託の開始時期及び期限	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(システムの管理・保守業務 については、次年度以降も、同様の業務委託行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 システム機器設置場所へ事業者が入退室する際は、管理(申請、承認、記録)を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 3 プログラムの移行に使用する外部記録媒体の取り扱いにおいては、記録媒体管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。 4 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する(委託先には、必要な支援のみ行わせる)。 5 データ移行の作業には、区職員が立ち会う。 6 データ移行完了後は、区がスタンドアロンパソコンのデータ消去を行う。【システム上の対策】 1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新の

	パターンファイルを適用させる。 2 08のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 3 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 4 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。
	【運用上の対策】 1 委託事業者がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 2 データ移行は、委託先のモバイルパソコンにデータを保存することを禁止させるとともに、区職員の立ち会いの元、委託事業者に行わせる。 3 本業務に係る作業は、すべて庁内で行い、データの持ち出しを禁止する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【システム上の対策】 1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 2 08のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 3 保守業務にあたっては、アクセスログの管理監視による不正アクセス対策など、セキュリティ対策を実施させる。 4 不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合は、遠隔地からのシステム接続を禁じ、庁舎内で行わせる。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、 本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策(新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等)に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。